

第5章 国際事務局へ納付する手数料

第1節 国際事務局へ納付する手数料の額

国際出願や国際登録の更新、国際登録簿に記録された事項の変更、国際登録簿の抄本の提供等の請求に際しては、国際事務局に対して手数料を納付する必要があります。国際事務局に対する全ての手数料の納付は、スイスの通貨(スイスフラン)により行わなければなりません。 [規則27、28]

なお、国際出願及び国際登録の更新の請求に関する手数料を算出する際に、WIPOのウェブサイトに掲載されている手数料自動計算システムFee Calculatorを利用することができます。

<Hague System Fee Calculator>

<https://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>

※下記に記載のない手数料については、「【参考資料】3. 国際事務局へ納付する手数料一覧」を参照してください。

1. 国際出願の手数料 [規則12]

下記(1)～(4)の手数料の合計額を支払う必要があります。

(1) 基本手数料

- | | | |
|---------------|----|-----------|
| ・1意匠目 | …… | 397スイスフラン |
| ・2意匠目以降、意匠ごとに | …… | 50スイスフラン |

(2) 公表手数料

- | | | |
|---|----|-----------|
| ・複製物の数ごとに | …… | 17スイスフラン |
| ・(複製物を書面で提出する場合のみ)
複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁ごとに | …… | 150スイスフラン |

(3) 追加手数料

- | | | |
|---|----|---------|
| ・意匠の説明が100単語を超える場合に、
100単語を超えた1単語ごとに | …… | 2スイスフラン |
|---|----|---------|

(4) 指定手数料

① 標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

標準指定手数料には、等級1～3があります。締約国により適用される等級が異なりますので、詳細は「【参考資料】1. ハーグ協定の締約国一覧」を参照してください。

・等級1(いかなる実体審査も行わない締約国)		
1意匠目	……	42スイスフラン
2意匠目以降、意匠ごとに	……	2スイスフラン
・等級2(新規性に関する以外の実体審査を行う締約国)		
1意匠目	……	60スイスフラン
2意匠目以降、意匠ごとに	……	20スイスフラン
・等級3(締約国の官庁が職権により又は第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)		
1意匠目	……	90スイスフラン
2意匠目以降、意匠ごとに	……	50スイスフラン

② 個別指定手数料(標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)

個別指定手数料の徴収を宣言している締約国は、2024月現在13の国及び政府間機関(OAPI(アフリカ知的所有権機関)、中国、EU、キルギス、韓国、モルドバ、日本、米国、ロシア、カナダ、イスラエル、メキシコ、トルクメニスタン)です。各締約国が定める額を支払う必要があります。

※具体的な個別指定手数料の額は、「【参考資料】2. 個別指定手数料一覧」を参照してください。

なお、個別指定手数料は為替変動等により金額が変更される場合があります。最新の情報は、WIPOのウェブサイトに掲載されておりますので、随時ご確認ください。

(<https://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>)

2. 国際登録の更新の請求の手数料

[規則24(1)]

下記(1)～(2)の手数料の合計額を支払う必要があります。

(1) 基本手数料

- ・1意匠目 …… 200スイスフラン
- ・2意匠目以降、意匠ごとに …… 17スイスフラン

※国際登録の存続期間の満了日の経過後6か月以内に手数料を納付する場合には、さらに割増手数料として更新基本手数料の50%を支払う必要があります。

(2) 指定手数料

①標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

- ・1意匠目 …… 21スイスフラン
- ・2意匠目以降、意匠ごとに …… 1スイスフラン

②個別指定手数料(標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)

各締約国が定める額を支払う必要があります。「【参考資料】2. 個別指定手数料一覧」を参照してください。

3. 所有権の変更の記録の請求の手数料

- 名義人を変更する国際登録ごとに …… 144スイスフラン

4. 名義人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更の記録の請求の手数料

- ・1国際登録につき …… 144スイスフラン
- ・同じ請求に含まれる追加の国際登録ごとに …… 72スイスフラン

5. 放棄の記録の請求の手数料

- 放棄する国際登録ごとに …… 144スイスフラン

6. 限定の記録の請求の手数料

限定する国際登録ごとに …… 144スイスフラン

第2節 手数料の納付方法

1. 納付の方法と留意点

WIPOにより公表されている国際事務局への手数料の納付方法は次のとおりです。

① WIPOに設けた予納口座からの引き落とし

口座を開設するには一定の要件が必要になります。要件、手続等の詳細につきましては、WIPOのウェブサイトにてご確認の上、詳細はWIPOにお問い合わせください。

(https://www.wipo.int/finance/en/current_account/)

②銀行振込

出願人等がWIPOの銀行口座に送金して支払う手続です。銀行間における外国送金の方法、為替レート及び手数料等については最寄りの取引銀行にご確認ください(下記「2. 外国送金に関する注意事項」も併せてご参照ください)。

<振込先>

振込先銀行名: Credit Suisse
銀行の所在地: CH-1211 Geneva 70
受取人の名称: WIPO / OMPI
受取人の住所: 34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
口座の番号: CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFT/BIC code^{*1}: CRESCHZZ80A

※商標の国際出願(マドプロ出願)を行う際に手数料を納付するWIPO銀行口座と同じ口座になります。マドプロ出願と混同されないために次ページの注意事項にある記載を確実にすることをお勧めします。

③郵便口座への支払

欧州圏内のみ利用が可能な方法のため、日本からは利用できません。

④クレジットカードによるオンライン支払

eHagueを通じた国際出願又は国際登録の更新の請求など、オンラインツールePay

^{*1} SWIFT(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code : 銀行間通信コード

による手数料の電子納付の際に利用可能です。

2. 外国送金に関する注意事項

(1) 送金通貨

スイスフラン建てで送金してください。

[規則28(1)]

(2) 外国送金依頼書の記載の留意点

① 「受取人への連絡事項」欄(※金融機関により若干記載表現が異なります。)

銀行により記載できるメッセージ数に制限がありますが、次の項目を記載することが推奨されています。

<国際登録番号付与前>

- Hague
- DM1に記載したユーザーレファレンス番号

<国際登録番号付与後>

- Hague
- 国際登録番号

※メッセージ数に余裕がある場合で、支払者と出願人又は名義人が異なる場合は、本欄に、当該出願人・名義人の氏名又は名称を記載してもかまいません。

② 「送金目的」欄

例えば「Fee for Design international application」のように「意匠の国際出願に係る手数料の支払」である旨を記載してください。

③ 「送金者の氏名、住所」欄

後日、国際事務局から本欄の記載者あてに領収書が送付されますが、ローマ字記載がされていない場合には送付されませんのでご注意ください。

(3) その他の留意点

- 料金不足の場合は、WIPOから通知が届きますので、3か月以内に不足分を送金してください。送金が確認されない場合、当該申請は放棄されたものとみなされます。
- 電信で送金した場合、銀行に支払う電信料、送金手数料、外貨取扱い手数料等、1回の送金で数千円が必要となりますのでご注意ください。なお、振込先(国際事務局)

銀行分の手数料の支払いは不要ですが、経由銀行等で手数料が発生する場合には送金者が負担してください。詳細は、ご利用する金融機関にお問い合わせください。

- ・1回で複数の件数又は複数の種類の請求についての手数料を送金する場合には、詳細(請求ごとの額)を連絡してください。
- ・送金者に対して、国際事務局より約10日前後で支払の受領書(Receipt)が送付されます。送付されない場合には、WIPO Finance Servicesに連絡してください。
- ・下記WIPO国際事務局ホームページ「Payment follow-up」にContact Hagueへのリンクがあります。

<https://www.wipo.int/finance/en/hague.html>

第3節 国際事務局による手数料の払戻し

1. 不備が補正されない場合の手数料の払戻し

(1) 国際出願の手数料

国際事務局は、基本手数料に相応する額を控除した後、国際出願に関して支払われた手数料を次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則14(3)]

- ・国際出願について不備がある旨国際事務局より通知があった場合であって、その通知から3か月以内に必要な補正がされなかったことにより、当該出願が放棄されたものとみなされた場合。

(2) 更新の請求の手数料

国際事務局は、納付された更新の請求の手数料(基本手数料、標準指定手数料又は個別指定手数料、追納期間における割増料金)を次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則24(3)(b)]

- ・更新手数料の満額が支払われず、更新が記録されない場合。

(3) 国際登録簿に記録された事項の変更の記録の請求に係る手数料

国際事務局は、所有権の変更や名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変

更、限定、放棄など、変更の記録の請求に関して支払われた手数料の半額を、次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則21規則(5)]

- ・変更の記録の請求について不備がある旨国際事務局より通知があった場合であつて、その通知から3か月以内に必要な補正がなされなかったことにより、当該請求が放棄されたものとみなされた場合。

2. 過誤納の手数料の返還

原因がなく誤って支払った場合には、支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

金額を誤って必要以上に支払った場合には、規定の料金を超える部分については支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

返還する際に必要な手数料は、受取人が負担することになります。

返還の請求は、WIPO 国際事務局のホームページの Refund 請求フォームより行うことができます (<https://www3.wipo.int/finance/en/refund.jsp>)。

第4節 国際事務局から指定締約国への送金

国際出願又は国際登録の更新の請求において出願人(名義人)が国際事務局へ支払った指定手数料は、国際登録又は国際登録簿への更新の記録が行われた後に、国際事務局から各指定締約国へ移転されます。 [協定7条(3)、規則29]